

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月9日
【四半期会計期間】	第87期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	日本ゼオン株式会社
【英訳名】	ZEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 古河 直純
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第1四半期連結 累計期間	第87期 第1四半期連結 累計期間	第86期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (百万円)	67,578	66,730	270,383
経常利益 (百万円)	9,545	11,661	33,623
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,363	7,081	18,303
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,603	8,599	15,537
純資産額 (百万円)	107,467	125,657	118,767
総資産額 (百万円)	281,922	293,910	290,596
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	18.55	30.64	78.77
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	18.53	30.59	78.65
自己資本比率 (%)	36.9	41.5	39.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。
3. 第86期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

なお、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、3月に発生した東日本大震災による被害により、一部回復基調にあった企業活動にも大きな影響が生じました。また、欧州財政危機や不安定な米国経済の影響による円高傾向の継続や中国等の新興国経済の停滞懸念等の拡がりにより、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループは、このような環境のもとで、引き続き「Z 運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては販売価格の改定、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は667億30百万円となり、前年同期に比べて8億49百万円の減収となりました。また、営業利益は118億25百万円と前年同期に比べて13億89百万円の増益、経常利益は116億61百万円と前年同期に比べて21億16百万円の増益、四半期純利益は70億81百万円と前年同期に比べて27億18百万円の増益となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

(エラストマー素材事業部門)

合成ゴムの国内販売は、主要用途であるタイヤ向けでは顧客の需要が堅調に推移し、自動車関連部品向けでは震災などによる自動車生産減により落ち込みましたが、原料高に応じた価格改定の実施により、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。輸出につきましては、国内同様に価格改定を行いました。荷練り販売調整の実施により販売数量、売上高とも前年同期を下回りました。海外子会社は、販売数量は前年同期を下回ったものの、原料価格に応じた価格改定を進めた結果、売上高は米国子会社、英国子会社とも前年同期を上回りました。以上の結果、合成ゴム全体では、売上高は前年同期を下回りましたが、営業利益は前年同期を上回りました。

合成ラテックスの国内販売は、価格改定を実施したものの震災による製紙用途向けの販売の減少等により、販売数量、売上高とも前年同期を下回りました。輸出につきましては、手袋用途、一般工業用途向けで荷練り販売調整を行ったため販売数量は前年同期を下回りましたが、価格改定を進めた結果、売上高は前年同期を上回りました。以上の結果、合成ラテックス全体では、売上高、営業利益とも前年同期を下回りました。

化成品の国内販売は、競合メーカーの生産調整に伴う引合いもあり、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。輸出も、国内同様に引合いが増え、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。タイ子会社は、販売数量は前年同期を下回りましたが、タイ国内の道路需要が堅調に推移したことなどにより売上高は前年同期を上回りました。以上の結果、化成品全体では、売上高、営業利益とも前年同期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前年同期に比べて、7億24百万円増加し439億87百万円となりました。営業利益は前年同期に比べて、25億26百万円増加し97億40百万円となりました。

(高機能材料事業部門)

高機能樹脂関連では、一部国内ユーザーで震災の影響があり販売数量は前年同期を下回りましたが、光学レンズ・医療用途向けとも堅調であり売上高は前年同期を上回りました。高機能部材関連では、モバイル向け光学フィルム等は堅調に推移したものの、TV向け光学フィルム需要は減少しました。以上の結果、高機能樹脂及び部材全体では売上高、営業利益とも前年同期を下回りました。

情報材料関連では、電池材料は、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。トナーおよびエッチング用ガスは販売数量、売上高とも前年同期を下回りました。以上の結果、情報材料全体では、売上高、営業利益とも前年同期を下回りました。

化学品関連では、特殊化学品が香料用途の需要回復や拡販により好調に推移したものの、合成香料は荷練り販売調整の実施や円高の影響を受けました。以上の結果、化学品全体では売上高、営業利益とも前年同期を下回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前年同期に比べて、7億58百万円減少し139億51百万円、営業利益は前年同期に比べて、11億3百万円減少し18億83百万円となりました。

(その他の事業部門)

その他の事業においては、子会社の商事部門の売上が前年同期を下回りました。
以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前年同期に比べて、6億55百万円減少し93億3百万円となりましたが、営業利益は0百万円増加し2億18百万円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、当第1四半期連結累計期間の比較・分析は、セグメント区分変更後の数値によっております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、企業理念である「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を実現するために、あらたに平成23年から平成25年までの新中期経営計画を策定いたしました。

当連結会計年度は新中期経営計画推進の初年度として、新中期経営計画で掲げました「『2020年のありたい姿』 - 化学力で未来を今日にするZEON - 」の実現のため、エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針として、諸課題に取り組んで参ります。

グローバル生産体制の更なる展開のために、エラストマー素材事業ではシンガポールS - SBRプラント建設を進め、海外生産高比率を上げて参ります。高機能材料事業では重点3事業分野での研究開発を加速させ、事業拡大を目指します。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、並びにユーザー密着型の製品開発及び市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR(Corporate Social Responsibility)を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのであれば、当社の株主共同の利益は毀損されることになりません。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われまます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地(ギリシャ語で「ゼオ」と)と永遠(ギリシャ語で「エオン」と)からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるGPB法及びGPI法その他の独自技術により、原油生成物であるC4留分及びC5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社はエラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針に、海外新生産拠点の構築と重点3事業分野（情報用部材・エネルギー用部材・メディカルデバイス）での新製品開発へのリソース積極投入による研究開発の加速、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、新規探索開発活動の強化といった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献する製品・サービスの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠であり、当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発及び市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、CSRの取り組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度CSRへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を制定しました。また、平成23年1月からは、社長を議長とした『CSR会議』を最高機関とする新たなCSR推進体制をスタートさせ、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定及び実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入いたしました。有効期間満了にあたり、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、一部改定の上で継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。当社は本対応方針を、平成23年5月23日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

http://www.zeon.co.jp/ir/news/20110523_2.pdf

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を平成23年6月29日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様の承認を得ておりますので、その導入についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

5) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置しており、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は24億17百万円であります。

なお当第1四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	242,075,556	242,075,556	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	242,075,556	242,075,556	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年4月1日 ~ 平成23年6月30日		242,075		24,211		18,336

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,963,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 230,900,000	230,900	-
単元未満株式	普通株式 212,556	-	-
発行済株式総数	242,075,556	-	-
総株主の議決権	-	230,900	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数1個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本ゼオン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号	10,963,000	-	10,963,000	4.53
計	-	10,963,000	-	10,963,000	4.53

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,129	7,682
受取手形及び売掛金	65,482	65,413
商品及び製品	34,233	33,633
仕掛品	3,097	3,903
原材料及び貯蔵品	8,600	9,663
未収入金	24,788	30,458
繰延税金資産	4,242	4,394
その他	1,231	3,572
貸倒引当金	60	63
流動資産合計	156,741	158,654
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	33,172	33,489
機械装置及び運搬具(純額)	42,301	40,218
土地	13,630	13,638
建設仮勘定	4,791	7,291
その他(純額)	2,048	2,093
有形固定資産合計	95,942	96,729
無形固定資産		
その他	3,996	3,952
無形固定資産合計	3,996	3,952
投資その他の資産		
投資有価証券	28,361	29,171
繰延税金資産	2,153	1,592
その他	3,785	4,192
貸倒引当金	383	381
投資その他の資産合計	33,917	34,575
固定資産合計	133,855	135,256
資産合計	290,596	293,910

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	60,929	62,847
短期借入金	17,997	17,839
未払法人税等	10,988	4,414
賞与引当金	1,760	168
その他の引当金	2,021	2,520
その他	11,441	15,122
流動負債合計	105,137	102,910
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	42,866	42,233
繰延税金負債	545	571
退職給付引当金	9,478	9,334
環境対策引当金	792	792
その他の引当金	606	17
その他	2,404	2,397
固定負債合計	66,691	65,344
負債合計	171,828	168,254
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,211	24,211
資本剰余金	18,374	18,374
利益剰余金	87,277	92,971
自己株式	8,147	8,149
株主資本合計	121,715	127,407
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,347	3,055
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	7,899	7,316
年金負債調整額	1,288	1,315
その他の包括利益累計額合計	6,840	5,576
新株予約権	234	247
少数株主持分	3,659	3,579
純資産合計	118,767	125,657
負債純資産合計	290,596	293,910

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	67,578	66,730
売上原価	46,876	44,091
売上総利益	20,702	22,638
販売費及び一般管理費	10,266	10,813
営業利益	10,436	11,825
営業外収益		
受取利息	18	20
受取配当金	362	458
雑収入	264	227
営業外収益合計	644	706
営業外費用		
支払利息	296	266
為替差損	1,133	186
休止固定資産減価償却費	37	311
雑損失	69	107
営業外費用合計	1,535	870
経常利益	9,545	11,661
特別利益		
貸倒引当金戻入額	10	-
事業譲渡益	-	416
その他	28	0
特別利益合計	38	417
特別損失		
固定資産処分損	954	46
投資有価証券評価損	1,010	508
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	651	-
その他	4	36
特別損失合計	2,619	590
税金等調整前四半期純利益	6,964	11,488
法人税等	2,503	4,197
少数株主損益調整前四半期純利益	4,461	7,290
少数株主利益	98	209
四半期純利益	4,363	7,081

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,461	7,290
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,854	726
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	11	610
年金負債調整額	15	27
その他の包括利益合計	1,858	1,308
四半期包括利益	2,603	8,599
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,524	8,346
少数株主に係る四半期包括利益	79	253

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。
2. 原価差異の繰延処理	季節的に変動する操業度等により発生した原価差異は、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産（その他）および流動負債（その他）として繰り延べております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1. 偶発債務	1. 偶発債務
保証債務	保証債務
連結会社以外の会社及び従業員の金融機関等からの借入金等に対する債務保証	連結会社以外の会社及び従業員の金融機関等からの借入金等に対する債務保証
(株) T F C 1,540百万円	(株) T F C 1,540百万円
従業員 299	従業員 282
その他3社 74	その他3社 118
計 1,913百万円	計 1,939百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	5,069百万円	4,614百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,417	6	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,387	6	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書 計上額 (注3)
	エラストマー 素材事業	高機能材料 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上 高	42,968	14,708	57,676	9,902	67,578	-	67,578
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	295	-	295	56	351	351	-
計	43,263	14,708	57,971	9,958	67,930	351	67,578
セグメント利益	7,215	2,986	10,200	217	10,418	19	10,436

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設・住宅部材等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額19百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書 計上額 (注3)
	エラストマー 素材事業	高機能材料 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上 高	43,530	13,951	57,480	9,249	66,730	-	66,730
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	458	-	458	54	511	511	-
計	43,987	13,951	57,938	9,303	67,241	511	66,730
セグメント利益	9,740	1,883	11,623	218	11,841	16	11,825

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設・住宅部材等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 16百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、新中期経営計画に基づき、当第1四半期連結会計期間より、従来「その他」の区分に属していましたが包装材料事業等を「エラストマー素材事業」セグメントとし、医療器材事業等を「高機能材料事業」セグメントとしております。

この変更に伴い、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報を、当第1四半期連結累計期間のセグメント区分に合わせて作成しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	18円55銭	30円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,363	7,081
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,363	7,081
普通株式の期中平均株式数(千株)	235,176	231,110
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	18円53銭	30円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	271	363
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 9日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼田 徹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百井 俊次 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤原 選 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ゼオン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。